

**N P O 法人清水サッカー協会
S p o r t s L i f e N e t しづおか 早朝フットサル 規約**

第 1 条（名称及び所在地）

本会は、S p o r t s L i f e N e t しづおか 早朝フットサル（以下S L N フットサル）と称し、監修、運営をし、所在地をN P O 法人清水サッカー協会事務局住所とする。

第 2 条（目的）

S L N フットサルは、フットサルを通じて参加者同士の親睦を深め、普及を努めると共に、心身の健全なスポーツ振興を目指す。

第 3 条（構成）

S L N フットサルは、中学1年生以上の男女を対象としたゲームを行う。

第 4 条（入会資格及び手続き）

S L N フットサルに入会できる者は、本規約に賛同した者とし、スポーツを行うのに適した健康状態であり、S L N フットサルが入会に適すると認めた者（以下会員）とする。会員は、所定の申込書及び契約書に必要事項を記入捺印し、提出する。中高生に限り、親権者の許可を条件とする。また、S L N フットサル未経験の者で、S L N フットサルが認めた者に限り、3回のゲーム体験を行うことができる。

第 5 条（会費のお支払い方法）

S L N フットサル費用は、年会費（登録費・スポーツ安全保険料・参加料）とし、原則、年会費は入会月に現金または金融機関の口座に振り込みをし、支払うものとする。一旦納入された参加費は、不可抗力による場合を除いて、返金はしない。途中入会者は1回700円とし、残り回数をかける。

第 6 条（費用の負担）

本規約に基づく費用、金融機関の振り込み手数料（消費税含む）は、会員負担とする。誤って入金された場合、返金の際の手数料も同様とする。

第 7 条（活動期間）

S L N フットサルの活動期間は、原則として4月の入会から翌年の3月までの1カ年とする。活動日数は、別途定める計画に基づいて活動する。

第 8 条（退会）

会員が退会する場合は、速やかに事務局に申し出て、事務局の承認を得るものとする。

第 9 条（保険への加入）

会員または体験者は、S L N フットサルまたは所属する各チームでN P O 法人清水サッカー協会一括加入のスポーツ安全保険に加入する。傷害・賠償事故の場合における補償は、加入する保険会社の規約通りとする。
(N P O 法人清水サッカー協会ホームページ参照)

第10条（負傷時の対応及び免責事項）

会員が活動時に負傷した場合には、S L N フットサルが応急処置を施すが、その後の治療、入院、通院等については、スポーツ安全保険の補償適用範囲内で対応する。また、S L N フットサル管理外で生じた事故・盗難、またS L N フットサルの管理内であってもスタッフの指示に従わないで起きた事故・盗難、またそれに伴う負傷については、S L N フットサルはその責任を一切負わない。

第11条（除名）

会員（親権者を含む）が、次の事項に該当するとき、その他S L N フットサルが会員として不適当と判断した者に対し、除名できる。

1. 本規約に違反したとき又は、違反したと判断したとき。
2. S L N フットサルの名誉と品格を著しく毀損したとき。

第12条（役員・スタッフ）

S L N フットサルは以下の役員・スタッフを置き、活動の運営を行う。

1. 代表
2. 運営スタッフ
3. 事務局（庶務・会計）

第13条（役員・スタッフの選考・任期）

役員・スタッフの選考委員はN P O 法人清水サッカー協会で選考する。任期は1ヵ年とする。

第14条（写真・映像の使用）

S L N フットサルの活動風景を撮影した映像および写真をN P O 法人清水サッカー協会のホームページ、その他、S L N フットサルが認めた紙媒体などに使用する場合がある。

第15条（個人情報管理）

（利用目的）

S L N フットサルに関するスケジュール連絡、イベント告知などの提供のため

（第三者提供について）

1. 上記利用目的以外に提供が必要な場合に本人の同意を得たとき
2. 法令に基づく場合
3. 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合

第16条（付則）

S L N フットサルは、必要に応じ、隨時本規約を改正することができると共に、本規約に定めない事項について、細則を定めることができる。

第17条（発効）

この規約は、2015年4月1日より、発効する。

2018年4月1日一部改正 2019年4月1日一部改正